この度は当事務所の相続登記サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。 司法書士田丸事務所では、価格もサービスの一内容と考え、低価格にて相続登記サービス を提供させていただいております。

お客様にしていただくこと

- ① 下記収集書類を集めてください。
 - ※ 不足分については、当事務所にて取得させていただきます。
- ② 収集していただきました書類と下記事項に記載していただいたこの用紙(相続登記案 内文 1/2 と 2/2 の二枚)を当事務所までご送付ください。
- ※ 配達証明又は簡易書留にてお願いしております。普通郵便にてご郵送の場合には、 万一紛失した場合、責任を持てませんのでご了承ください。

(郵送先) 221-0822

横浜市神奈川区西神奈川2-2-1-3 A

司法書士 田丸事務所 TEL 045-491-6718

収集書類

- ① 亡くなられた方(被相続人)の出生から死亡までの戸籍、除籍、改正原戸籍等 一式
- ② 亡くなられた方(被相続人)の亡くなったことの記載のある本籍記載の(除)住民票
- ③ 相続人全員の方の戸籍の謄本
- ④ 不動産を相続される方の本籍記載の住民票
- ⑤ 相続人全員の身分証明書(運転免許証又はマイナンバーカード、保険証)のコピー
- ⑥ 遺産分割協議をされる場合には、相続人全員の印鑑証明書
- ⑦ 不動産の評価証明書(最新年度のもの)土地が非課税の場合には、非課税証明書
- ⑧ 相続する物件の権利証(又は登記識別情報通知)

相続登記をする不動産(記載しきれない場合には、裏面に記載してください。)

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

(たとえば、1の土地について、甲1/2、乙1/2のように記載してください。)

1について

2について

3について

4について

5について

相続人全員の連絡先

ふりがな

(1) 氏 名

(続柄 配偶者・子・親・兄弟) 電話番号

ふりがな

(2) 氏 名

(続柄 配偶者・子・親・兄弟) 電話番号

ふりがな

(3) 氏 名

(続柄 配偶者・子・親・兄弟) 電話番号

ふりがな

(4) 氏 名

(続柄 配偶者・子・親・兄弟) 電話番号